

改正後	改正前
<p>第26条関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条の第2項の「人事院が定めるもの」は、第25条関係第4項若しくは第6項又は前項に定める官職への転任（<u>これらの官職に就いていたことがある職員</u>の転任を除く。）とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>第26条関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 この条の第2項の「人事院が定めるもの」は、第25条関係第4項若しくは第6項又は前項に定める官職への転任（<u>次に掲げる職員</u>の転任を除く。）とする。</p> <p><u>一 これらの官職に就いていたことがある職員</u></p> <p><u>二 転任させようとする日前1年以内に給実甲第1080号（指定職俸給表を適用する職員について）第1項第3号の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員として指定された職員であって、次に掲げる要件を満たすもの</u></p> <p><u>イ 同日以前における直近の能力評価（人事評価政令第5条第3項に規定する評価期間に係るものに限る。）及び人事評価政令第4条第1項に規定する業績評価（人事評価政令第5条第4項に規定する評価期間に係るものに限る。）の全体評語が上位又は中位の段階であること。</u></p> <p><u>ロ 同号の規定により指定された日の翌日から転任させようとする日までの間において懲戒処分等を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づき懲戒処分等を受けることが相当とされる行為をしていないこと。</u></p>